



<p style="text-align: center;">第4章 社員 (法人の構成員)</p> <p>第8条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、法第70条第1項の参加法人等になることを希望しない法人又は個人</u></p> <p><u>(6)～(7) (略)</u></p> <p>第10条 以下の者については、社員としない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員</p> <p>(4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人</p> <p>(5) (略)</p> <p>(参加法人等の義務)</p> <p>第12条 第8条の<u>(1)から(4)</u>の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ本法人に意見を求めなければならない。</p> <hr/>	<p style="text-align: center;">第4章 社員 (法人の構成員)</p> <p>第8条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <hr/> <p><u>(5)～(6) (略)</u></p> <p>第10条 以下の者については、社員としない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本法人の参加法人__と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員</p> <p>(4) 本法人の参加法人__と利害関係を有する営利事業を営む個人</p> <p>(5) (略)</p> <p>(参加法人__の義務)</p> <p>第12条 第8条の<u>(1)又は(2)</u>の参加法人__が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ本法人に意見を求めなければならない。</p> <p><u>(1) 予算の決定又は変更</u></p>
--	---

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>事業に係る重要な資産の処分</u></p> <p>(2) <u>事業計画の決定又は変更</u></p> <p>_____</p> <p>(3) <u>法人の合併又は分割</u></p> <p>(4) <u>目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止</u></p> <p>第6章 役員</p> <p>第26条 以下の者については、役員としない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員</p> <p>(4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人</p> <p>(5) (略)</p> <p>第7章 理事会</p> <p>第33条 代表理事の選定及び解職は、栃木県知事の認可をもって、その効力を生じる。<u>ただし、代表理事を再任する場合には、この限りでない。</u></p> <p>第8章 地域医療連携推進評議会 (権限)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業</p>	<p>(2) <u>借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)</u></p> <p><u>の借入れ</u></p> <p>(3) <u>重要な資産の処分</u></p> <p>(4) <u>事業計画の決定又は変更</u></p> <p>(5) <u>定款又は寄附行為の変更</u></p> <p>(6) <u>合併又は分割</u></p> <p>(7) <u>目的たる事業の成功の不能による解散</u>_____</p> <p>第6章 役員</p> <p>第26条 以下の者については、役員としない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本法人の参加法人__と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員</p> <p>(4) 本法人の参加法人__と利害関係を有する営利事業を営む個人</p> <p>(5) (略)</p> <p>第7章 理事会</p> <p>第33条 代表理事の選定及び解職は、栃木県知事の認可をもって、その効力を生じる。_____</p> <p>_____</p> <p>第8章 地域医療連携推進評議会 (権限)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 地域医療連携推進評議会は、参加法人__が開設する病院等の機能分担及び業</p>
--	---

務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

3 (略)

### 第9章 資産及び会計

第43条 本法人の資産は次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

\_\_\_\_\_  
(事業報告及び決算)

第46条 本法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2～3 (略)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
4 本法人は、前項の監事\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第47条 本法人の理事は、前条第4項の承

務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

3 (略)

### 第9章 資産及び会計

第43条 本法人の資産は次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 基金

(事業報告及び決算)

第46条 本法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2～3 (略)

4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。

5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

第47条 本法人の理事は、前条第5項の承

<p>認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。</p> <p>2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第4項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第49条 本法人は、<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び定款</u>を主たる事務所に備えて置き、社員及び債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）<u>及び監事の監査報告書</u>_____を主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>第50条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、<u>事業報告書等及び監事の監査報告書</u>_____を栃木県知事に届け出なければならない。</p>	<p>認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。</p> <p>2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第49条 本法人は、<u>次に掲げる書類を</u>_____主たる事務所に備えて置き、社員及び債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>(1) <u>事業報告書等、監事の監査報告書及び定款</u></p> <p>(2) <u>公認会計士等の監査報告書</u></p> <p>2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、<u>_____監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書</u>を主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>第50条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、<u>事業報告書等、_____監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書</u>を栃木県知事に届け出なければならない。</p>
--	--

附 則

- 1 令和6(2024)年3月12日付け栃木県知事変更認可のこの定款の改正は、令和6(2024)年4月1日から施行する。ただし、第9章第43条に係る改正は、令和6(2024)年7月1

日から施行する。

- 2 改正前の第7条第1項の規定により募集し、引き受けた基金は、同条第2項の規定にかかわらず、令和6年度定時社員総会の決議によって返還する。なお、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項については、理事会において定めるものとする。